

# 法人税・地方税申告書に関する よくあるお問い合わせ

# システムに関係する 法人税等のよくあるお問い合わせについて説明します。

# -平成27年度版-



追加、変更された内容には→ のマークがついています。







 1. 平成27年税制改正対応について・・・
 3頁~

 2. 法人税システムの処理の流れ・・・
 19頁~

 3. 減価償却連動に関するよくあるお問い合わせ・・・
 27頁~

 4. 法人税処理でよくあるお問い合わせ・・・
 34頁~

 例
 別表一
 別表四と別表五(一)
 別表五(一)
 別表五(二)

191)	<u> </u>	別表凹と別表五(一)	別表五(一)	別表五(二)
	別表十五	欠損金還付請求	地方法人税等	適用額明細書

5. 地方税処理でよくあるお問い合わせ・・・ 62頁~ 6. 印刷に関するよくあるお問い合わせ・・・ 72頁~



別表一(一)(二)(三)



# 法人実効税率の引き下げ





#### ■法人税率の引き下げ

法人税の税率が25.5%から23.9%に引き下げられました。

▶ 適用時期:平成27年4月1日以後開始する事業年度

#### ■軽減税率の特例の延長

( )

軽減税率の特例の適用期限が 平成29年3月31日まで2年延長 されました。

	区分	所得金額	税率
<del></del>	資本金1億円超		23.9%
普通 注人	資本金1億円以下	年800万円以下	15%
ШЛ	人格のない社団等	年800万円超	23.9%
協同組合等、公益法人等 特定の医療法人		年800万円以下	15%
		年800万円超	19%

	別衣一(一)			<u> </u>		•	
Ŷ	⑦ 別表一(一) 普通法人(特定の医療法人を除く。)、一般社団法人等及び人格のない社団等の分						
閉	]じる( <u>C</u> ) 印刷( <u>P</u> )	ላን <mark>ዞ</mark> ጋ°( <u>H</u>	) 🗆 上書 (F9)				
	初葉( <u>R)</u> 次葉(N)	2/2	 				
			法人種	脱額の計算			
<b></b>	」(1)又800× <mark>12</mark> /12	48	8,000,000	(48)の <mark>15.0</mark> %相当額	52	1,200,000	
	(1) - (48)	49	66,569,000	(49)の <mark>23.9</mark> %相当額	53	15,909,991	
Ч	、所得金額(48)+(49)	50	74,569,000	法人税額(52)+(53)	54	17,109,991	
他	」所得金額(1)	51	0	法人税額(51)の <mark>23.9</mark> %	6相当額 <mark>55</mark>	0	





別表七(一)



### 欠損金繰越控除の見直し





欠損金の繰越控除制度等について、大法人(中小法人等以外の法人)の控除限度が引き下げられました。

	改正前	改正後
税額控除(大法人)	所得の80%	所得の <mark>65%</mark>

▶適用時期:平成27年4月1日~平成29年3月31日に開始する事業年度

平成29年度以降は50%に引き下げられる予定です。 再建中の法人や新設法人については、7年間は所得の全額を控除可能とする特例が導入されます。

< ♥ 別表七(一) 欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書	別表七(	—)
閉じる( <u>C</u> ) 印刷( <u>P</u> ) ヘルプ( <u>H</u> )		
前頁(R) <b>次頁(N)</b> 1/2		
控除前所得金額 1 88,752,18 所得金額控除限度額 (1)×65 ✓/100 2	57,688,921	

◇ 第六号様式別表九 欠損金額等及び災害損失金の控除明細書						第六号様式	划表九
閉じる( <u>C</u> ) 印刷( <u>P</u> )	ヘルプ( <u>H</u> )						
控除前所得金額	0	88,752,187	所得金額控除限度額	①× <mark>65</mark> ▼/100	0	57,688,921	







### 受取配当等益金不算入制度の見直し





#### ■受取配当等益金不算入制度の見直し

株式の持株比率により、益金不算入割合が変更されます。

	改正前		改正後		
	持株比率	益金不算入割合	持株比率	益金不算入割合	
	25%未満	50%	5%以下	20%	▲ 負債利子
米全不質入割合			5%超	500%	
一 並 小 异 八 討 口			1/3以下	5070	
	25%以上	25%以上 100%		100%	
株式投資信託の 分配金	収益の分配の額の1/2又は1/4の額につ いて、50%相当額益金不算入		全額益金算入(0%益金不算入) 特定株式投資信託の収益の分配の額は、 20%相当額益金不算入		

▶適用時期: 平成27年4月1日以後開始する事業年度

保険会社の受取配当等の益金不算入の特例の規定を受ける場合は、40%が益金不算入になります。





受取配当等益金不算入制度の見直し

#### **EPSON** EXCEED YOUR VISION

# VPI CO

平成26年版



別表八

#### 平成27年版

Ver.H27.1~対応









## 研究開発税制の見直し





研究開発税制について、企業のオープンイノベーション(外部の技術・知識を活用した研究 開発)の促進などの観点から、控除率が大幅に引き上げられるとともに中小企業の知的 財産権の使用料等が対象費用に追加されました。

一般試験	一般試験研究費					
控除限度額		法人税額の30% (原則20%)	法人税額の25% ※控除限度超過額の繰り越し控除は廃止			
特別試験	研究費					
範囲	・国の試験研究機関等・大学 との間の共同・委託研究 ・民間企業との共同研究 ・中小企業者との委託研究 等		<ul> <li>・特別試験研究機関等のうち試験研究独立行政法人の範囲から国立研究開発法人以外の法人を除外</li> <li>・特定中小企業者に対する委託研究の対象となる委託先の範囲に公益法人等、地方公共団体の機関、地方独立行政法人等を追加</li> <li>・特定中小企業者に対して支払う知的財産権の使用料を追加</li> </ul>			
税額 控除率	率 12%		・特別試験研究機関等又は大学等との共同・委託研究:30% ・上記以外のもの:20%			
控除 限度額	控除 限度額 一般試験研究費の控除限度の枠内		法人税額の5% (別枠)			

▶ 適用時期:平成27年4月1日以後開始する事業年度

(C) EPSON SALES JAPAN CORPORATION , All rights reserved.2015





### 地方拠点強化税制の創設





Ver.H27.3~対応

地域再生法の改正により、本社機能等を東京圏から地方に移転したり、地方において 本社機能等を拡充する取組みを支援するため、本社等の建物に係る投資減税の創設、 および雇用促進税制の拡充の措置が講じられました。 (※税額控除額の上限は、現行の雇用促進税制

(※税額控除額の上限は、現行の雇用促進税制 と地方拠点強化税制(投資減税)とを合わせて、 当期の法人税額の30%)

#### ■地方拠点建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の創設

移転型 (特定地域(東京23区)から 支援対象区域(3大都市圏以外)への移転)	拡充型 (「移転型」以外)
特別償却:25% 又は 税額控除:7%	特別償却:15% 又は 税額控除:4%
※「計画」認定が平成29年4月1日以降は4%	※「計画」認定が平成29年4月1日以降は2%

#### ■雇用促進税制の拡充

移転型	拡充型
<ul> <li>①増加雇用者1人当たり最大80万円を税額控除</li> <li>《拡充型50万円+地方拠点分30万円上乗せ》</li> <li>②①のうち30万円分は、雇用を維持していれば、</li> <li>最大3年間継続《新設》</li> <li>③②は法人全体の雇用増がなくても、東京から地方への移転者にも適用《新設》</li> </ul>	<ul> <li>①増加雇用者1人当たり50万円を税額控除</li> <li>《従来の40万円+地方拠点分10万円上乗せ》</li> <li>②法人全体の雇用増加率10%未満の場合でも、</li> <li>1人当たり20万円を税額控除《新設》</li> </ul>







## 法人事業税の外形標準課税の拡大等①

Ver.H27.2~対応



例)東京都		改正前 H26.10.1~H27.3.31 に開始する事業年度		改正後 H27.4.1~H28.3.31 に開始する事業年度	
		標準税率	超過税率	標準税率	超過税率
所得割	年400万円以下	(2.2)	2.39	(1.6)	1.755
	年400万円超 年800万円以下	(3.2)	3.475	(2.3)	2.53
	年800万円超 又は 軽減減税率不適用法人	(4.3)	4.66	(3.1)	3.4
付加価値割			0.504		0.756
資本割			0.21		0.315

(標準税率は、東京都での所得割への適用はありませんが、地方法人特別税の基準法人所得割額の計算に用います)

▶適用時期:平成27年4月1日以後開始する事業年度

所得割と外形標準課税(付加価値割・資本割)の割合が、段階的に見直しがされます。





法人事業税の外形標準課税の拡大等②

第六号様式



<u>Ver.H27.2~対応</u>

# UPI C

#### ■地方法人特別税の税率

	改正前 H26.10.1~H27.3.31 に開始する事業年度	改正後 H27.4.1~H28.3.31 に開始する事業年度
付加価値割額、資本割額及び所得割額の 合算額によって法人事業税を課税される法 人の所得割額に対する税率	67.4%	93.5%



地方法人特別税							
	摘	角	課税標準	税率	税額		
	所得割	57	8,429,600	93.5	7,881,600		
	合計地方	法人特	59	7,881,600			







Ver.H27.2~対応



### 法人事業税の外形標準課税の拡大等②

#### ■資本割の課税標準の見直し

改正内容とシステム対応

現行の資本割の課税標準である「資本金等の額」が、資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合、当該額を資本割の課税標準とすることとされました。

#### > 適用時期:平成27年4月1日以後開始する事業年度

	·  ~   ~   ~   ~   ~   ~   ~   ~   ~   ~
♥ 地方税共通情報	
閉じる( <u>C</u> ) へいプ( <u>H</u> ) □ 上書 (F9)	「資本金寺の額」は、基本的に次の項日を使用します。
法人税額の計算(法人税割の課税標準)	◆ 平成27年3月31日以前開始事業年度
(使途秘匿金税額等) ① ② ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎	
法人税法の法人税額 🖉 1,097,085 特定内国法人等 🔞 <sup>○</sup> Yes <sup>©</sup> No	法人基本情報:
試験研究費の特別控除額 ③	
国家戦略機械取得等特別控除額 🕢 🛛 🕕 (承認)の有無 事業税 🐼 😳 🤉 有 🕻 無	明木賀本(出賀) 金額」 + 「賀本準脯金寺の額」
■ 「遠付法人税額等の控除額 ⑤ 0 翌期の中間申告の要否 ⑦ <sup>○</sup> 空 <sup>●</sup> 要 ○否	▲ 亚出27年4日1日以後問始東業年度
退職年金等積立金の法人税額 (6) 日外関連者の有無 (2) *空 5 有 5 無	▼ 十成27年4月1日以後開始尹未中反
課税標準となる法人税額 (2) 1,097,000	地方税共通情報 : 「基準となる資本金等の額
川存玉額の計算(事未祝の読祝標年)     ポープラ様式     リオーの     ボタン 107     レーン     ロー     ホー     ホー     ホー     レーン     レー     レー	
加  指令質  ふ の  可得知  「加  指令質  ふ の  可得知  「加  指令質  ふ の  可得知  「加  」 「加  、  、  、  、  、  、  、  、  、  、  、  、  、	
	翌始事業在度の法人データで使用します
算税額控除の外国法人税額 @ ● ● 事業税分 ● 半成2/年3月31日以用	」開始事業年度の外形標準課税対象の法人エータの場合、
	き現在の資本全等の額1の4項日を使用します
<u>基準となる資本金等の額の計算</u> 転記される谷計昇項目に	Ⅰ、別表丸(一)の  Ⅱ 資本金寺の字の計算に関9る明細書」の
資本金等の額 30,000,000      認定内容から自動転記さ	いわます (外形標准課税法人の場合は 笹六号様式別表五の
無償減資等による欠損損補を経田しく自動転記し	まり)金額をご確認くたさい。
期末現在の資本金等の額 30,000,000	
日本金の額	
	割の適田亜件判定に使用する資本全等の顔も、 亚成27年4日
1日以後開始事業年度では、	地万柷共通情報の設定を参照するように変更しました。
課税標準となる付加価値額 9 818,752,187 平成27年3日31日以前開始	き事業在度 法人其木情報・「期末資木(出資)全類」
─────────────────────────────────────	事業牛度 地万柷共通情報:  貸本金の額」





	安定 (4) × 707 100	Ø	300,000,000
J	控除 雇用安定控除額	9	150,000,000
	雇用者給与等支給増加額	0	0
1	課税標準となる付加価値額	0	358,254,230

#### ■法人事業税の税率の改正に伴う負担変動の軽減措置

平成27年4月1日から平成29年3月31日に開始する事業年度に係る付加価値額が40億円未満の 法人について、法人事業税額から一定額を控除する外形標準課税の拡大に伴う負担変動に対する 軽減措置が講じられました。

▶適用時期:平成27年4月1日以後開始する事業年度

第六号様式	合計事業税額	45	121,200
	H27改正法附則8条又は9条の控除額	46	0
	仮装経理事業税額控除	47	0
	既納付事業税額	48	0

平成27年4月1日以後開始事業年度の 外形標準課税対象の法人データの場合、 入力できます。 第六号様式別表五の七(~ Ver.H27.3では未対応)の(16)または (17)の金額を入力します。









印刷設定4

税務署名押印欄の対応(所属税理士制度)

従来の補助税理士の名称が「所属税理士」と改められることとされたほか、使用者である税理 士又は税理士法人の書面による承諾を得ることにより、所属税理士が他人の求めに応じ自ら 委嘱を受けて税理士業務等に従事できることとされました。

法人基本情報変更

変更(U)

全体 上下

右半分 左右

下半分 上下

プリンタの設定(S)..

0.00 mm

0.00 mm

0.00 mm

印刷設定(D)

EDGNI(P)

キャンセル

印刷(P)...

税理士情報の設定方法や税務書類の税理士署名押印欄の出力方法を変更しました。

法人基本情報 設定2							
法人基本情報変更							
_ 変更( <u>U</u> ) _ キャンセル	ED席川( <u>P</u> )						
設定1[1]	設定 2 [2] 計算方法設定 [3] 印刷設定 [4]						
税務署処理事項	所管     業種目     概況書     要否     別表等						
整理番号	12345678						
提出日	平成25年05月21日 曼						
旧納税地·法人名等							
添付書類	☑ 貸借対照表 ☑ 損益計算書 ☑ 損益金処分表(株主変動計算書)						
	☑ 勘定科目明細書						
	☑ 組織再編成契約書等写   ☑ 組織再編成移転資産等明細書						
翌年以隆送付要否	<u> 9 要 9 客 9 なし</u>						
会計事務所	○×会計事務所						
税理士肩書き等	税理士登録区分 所属税理士 🗾						
税理士氏名	山田太郎						
税理士電話番号	03-3333-3333						

別表一(	一)出力イメージ	
税 理 士 署名押印	○×会計事務所 所属税理± 山田 太郎 (直接受任)	Ð

印字位置調整

閉じる(C)

Ver.H27.1~対応

法人基本情報

ヘルプ (<u>H</u>)

OCR用紙セット

ED刷(P)

∿#7°(<u>H</u>)









印刷設定4

経理責任者のふりがな対応(地方税)

Ver.H27.2~対応

法人基本情報

地方税様式や第二十号様式(および第七号様式や第二十号の三様式)の経理責任者の 欄に「(ふりがな)」の記載欄が追加されました。 地方税の電子申告では、「フリガナ」の設定内容を出力します。

法人基本情報 設定1						
法人基本情報変更						
変更(U) +	ゃうセル ED刷(P) ヘルプ( <u>H</u> )					
設定1[1]	設定 2 [2] 計算方法設定 [3] 印刷設定 [4]					
法人コード	epson25 「申告済					
管轄税務署	黄浜中 税務署 税務署					
納税地 村	黄浜市中区桜木町 1-1-8					
電話番号 0	)45-999-9999					
ふりがな え	えぶそんさんぎょうかぶしきかいしゃ					
フリガナ	エプソンサンギョウカブシキカイシャ					
法人名	エプソン×× 株式会社					
(一段印刷)	エプソン××株式会社					
ふりがな ヤ	やまだ いちろう フリガナ ヤマダ イチロウ					
代表者氏名 🗌	山田一郎					
代表者住所写	東京都日野市日野421-8					
ふりがな た	たなか たろう フリガナ タナカ タロウ					
経理責任者氏:	名田中太郎					
事業種目	医薬品卸売業					

去人基本情報変更					
変更(U) キャンセル ED刷(P) ヘルプ(H)					
設定1[1] 設定2[2] 計算方法設定[3] 印刷設定[4]					
【法人税・地方税共	通】				
提出日の「日」			●印字する	○印字しない	
代表者氏名の出力	フリガナ	・/ふりがな	☑ 法人税	☑ 地方税	
		氏名	☑ 法人税	☑ 地方税	
経理責任者氏名の出力   ふりがな			☑ 地方税		
		氏名	☑ 法人税	☑ 地方税	
税理士情報  会計事	務所		└── 法人税	└ 地方税	
の出力 肩書き	等・税理士	-登録区分	☑ 法人税	☑ 地方税	
税理士	:氏名・直接	受任	☑ 法人税	□ 地方税	
未還付時の還付請求先の出力			●しない	○する	
別表六(一)等 銘柄区分の印刷 🛛 🔍 うする 🔍 しない					







税務代理権限証書 新様式対応について



Ver.H27.11~対応



#### 平成27年7月1日以降提出用の新様式に対応しました。

▼旧様式(平成27年6月30日まで提出用)





#### **目次に戻る**15

## 「初回」の予定申告





■H26.10.1以後に開始する最初の事業年度の予定申告の場合

地方法人税適用初年度の予定申告(平成26年10月1日以後開始する最初の事業年度の 予定申告)の場合、予定申告共通画面で「地方法人税の申告」の「初回」のチェックをオンにします。

平成26年10月1日≦開始事業年度≦平成27年9月30日の場合に設定が可能です。





### 法人番号の対応予定について





法人番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、地方税様式の一部帳票において、 「法人番号」の項目が追加されていますが、法人番号の対応は、平成28年3月頃を予定 しています。(「法人番号」は、<u>平成28年1月1日以後開始事業年度</u>より記載が必要になり ます)

電子申告(e-Tax)では、12月7日公開のVer.H27.15で、「法人番号」の項目追加対応 がされますが、様式対応のみで、法人税システム側での対応まで「法人番号」 欄に番号が入る ことはありません。













### 法人税R4ヘコンバートする際の注意点

法人税システムの平成27年度版からのデータコンバートは、R4コンバーターVer.2.50以降 で行います。コンバート対象は、Ver.H27.3のみです。

- ・旧法人税システム Ver.H27.1/H27.2からはコンバートできません。 (コンバートデータ選択画面にVer.H27.1/H27.2のデータは表示されません)
- ・法人税R4 Ver.15.1/15.2へはコンバートできません。
- (Ver.15.1/15.2からコンバーターを起動した場合、コンバートデータ選択画面に平成27年度版のデータは表示 されません)







### 法人税システムの処理の流れ ①



(C) EPSON SALES JAPAN CORPORATION , All rights reserved.2015





目次に戻る 20

### 法人税システムの処理の流れ ②



(C) EPSON SALES JAPAN CORPORATION , All rights reserved.2015



### 法人税システムの処理の流れ ③







#### 電子マニュアルを起動すると・・・









### プログラムとデータの関係について

平成27年度版のプログラムは、平成27年4月1日以後終了事業年度の法人税申告に 対応しています。

平成26年度版プログラムで翌期更新処理をした27年度のデータを、平成27年度版の プログラムでデータ選択(データ変換処理)すると、ご使用いただけます。 25年度版のデータを27年度版へ直接データ移行することはできません。

☆ 補足 ☆ 修正申告は、修正申告するデータの年度にあったプログラムで行う必要があります。 27年度版では、26年度や25年度等過年度の修正申告には対応していません。(様式フォームや 税率等が異なるため)









#### 「プログラムとデータのバージョンが違います。」とエラーになる

- A プログラムとデータのバージョンが異なるためです。
   ①「プログラムとデータのバージョンが違います。」というメッセージのみの場合は、プログラムよりもデータのバージョンが新しい可能性があります。
   プログラムのバージョンアップを行ってください。
- ▲ ②下の画面のように、続けて「平成26年度で処理してください」と表示 される場合は、表示されている26年度のプログラムを起動してデータ 選択をします。
   27年度版では、26年度のプログラムで更新処理を行ったデータを選択 してください。









#### 清算・解散法人の申告はできますか?

▲ 入力不要な箇所や連動箇所など解散等固有の計算には対応していません。 控除できないものなどは入力しない、項目などを上書するなどの運用により ご使用ください。

#### ☆ **注意** ☆

- ●別表七(三)などは作成できません。
- ●「欠損金の繰戻しによる還付請求書」の「欠損事業年度」は、法人基本情報の 事業年度を転記しています。前期の事業年度を指定することはできません。









#### 修正申告を行う方法は?

#### A 次の順番で操作します。(過去25年度を修正→27年度)

#### ①25年度の修正申告処理

25年度のプログラムを起動し、25年度の確定データを「法人コピー」で 25年度の修正申告用データを作成し、そのデータを起動して修正申告 作業を行う。

②26年度の修正申告処理

26年度のプログラムを起動し、26年度の確定データを「法人コピー」で 26年の修正申告用データを作成し、そのデータを起動して「残高コピー」 を行い、(コピー元データは①の修正申告後のデータ)修正申告の作業を 行う。

③27年度の修正申告処理

27年度のプログラムを起動し、27年度の確定データを「法人コピー」で 27年の修正申告用データを作成し、そのデータを起動して「残高コピー」 を行い、(コピー元データは②の修正申告後のデータ)修正申告の作業を 行う。







### 減価償却と連動できる条件について

A 法人税システム平成27年度(Ver.H27.1以降)は、 減価償却システム(Ver.14.0以降)とデータ連動が可能です。

#### <注意点>

減価償却システムと連動ができるのは、InterKX版同士、応援スタンドアローン版同士、応援ネットワーク版同士となります。

参考News 新しい法人税R4システムでは、 注意点に記載されている連動の組み合わせの制限はありません。



電子申告を行う場合、減価償却システムの別表十六は、法人税システムへ連動してから、 法人税システムからまとめて電子申告を行います。







#### 減価償却システムと連動ができません

参考News 新しい法人税R4システムでは、 減価償却のデータ選択画面になりますので、 法人コード、法人名等が一致していなくても 減価償却連動ができます。

※法人名にスペースを入力している場合は、半角全角の違いも不一致になります。
※「法人コード」+「法人名」+「期末年月日」が一致している法人データが存在しない場合は、「法人コード」+「法人名」+「期首年月日」が一致している法人データを対象とします。

- ▲ プログラムの連動ファイルで対象バージョンを認識できていない可能性があります。 法人税システムまたは減価償却システム(ネットワーク版の場合はクライアント)を アンインストール後に再度セットアップをしてください。
  - ▼減価償却システムとの連動「する」を選択した場合に、連動できるデータがないと 以下のエラーメッセージが表示されます。



※減価償却システムとの連動を行う際に、 減価償却システムで連動しようとしてるデータが 使用中の場合は、「減価償却システムで同じデータ を使用中の可能性があります。処理を中止します。」 のエラーになります。その時は、減価償却システムで 会社選択を解除してください。







### 減価償却連動の手順について

次の手順で行います。



(C) EPSON SALES JAPAN CORPORATION , All rights reserved.2015







### 減価償却連動の選択の違いについて

#### A 減価償却システムと連動したい別表選択することができます。

法人基本情報変更		参考News 新しい法人税R4システムでは、	
変更(U) キャンセル 印刷(P)	「減価償却システムとの連動」を「する/しない」の 選択はありません。 「連動」タブから「減価償却との連動」を選択		
設定1[1] 設定2[2] 計算			
【法人税・地方税共通】	する方法になります。		
端数処理方法	• 切捨		
減価償却システムとの連動	⊙する ○しない		
	◎ 別表四 ● 別表十六		
	▼ 十六(一)定額 ▼ 十六(二)定率		
	☑ 十六(四)リース  ☑ 十六(六)繰延		
	☑ 十六(七)少額 ☑ 十六(八)一括		

「別表四」を選択	→減価償却システムから別表四(償却超過額と当期認容額)を連動
	別表十六は、法人税システム側で入力できません。
	減価償却システム側で別表を出力します。
「別表十六」を選択	→減価償却システムから連動する別表十六を選択することができます。
	🔽 ・・・減価償却システムから連動します。
	🗖 ・・・法人税システム側で入力できます。
	→別表四(償却超過額と当期認容額)は、法人税システム側で
	再計算します。







### 連動時の出力形式はどれを選択すればいいのですか?

#### A 別表十六を選択した場合の条件設定は、減価償却システムと同じです。

#### ▼法人税システムの「減価償却システムとの連動:する」 を選択した場合の連動条件設定画面

▼(参考)減価償却システムの 別表十六(二)出力時の条件設定画面

< ♥ 連動条件設定		< ♥ 連動条件設定	<b>X</b>	
連動データ: エブソン産業株式会社 平成 27/04/01 ~ 平成 28/03/31		連動データ: エブソン産業株式会社 平成 27/04/01 ~ 平成 28/03/31		
別表十六(一)・(二)・(四)共通         出力形式         ・合計書1・合計書2・明細書1・明細書2         小計出力         ・しない・種類、勘定が異なるごとに         ・回線、勘定、耐用年数が異なるごとに         ・原則法採用の期中取得資産の出力方法         ・可諾供用年月できとめる         ・可諾牛皮でまとめる	別表十六(穴) 出力形式 合計書 ・明細書 小計出力 しない ・勘定、償却月数が異なるごとに 除却・売却資産の合計方法 ・所有資産に含めて ・所有資産とは別に	別表十六(二)         出力形式         ○合計書1 ○合計書2 ○明細書1 ○明細書2         小時出力         ・しない ○種類、勘定が異なることに         ●種類、勘定、耐用年数が異なることに         「原則法摂用の期中取得資産の出力方法         ○ 非常供用年月でまとめる         ○ 非常年度でまとめる	- 別設十六 (穴) □ つ形式 □ 合計書 ● 明細書 「小計出力 ● しない ● 助た」(前に月数が異なるごとに □ 新却・売却質症の合計方法 ● 所有質症に含めて ● 所有質症とは別に	
除却・売却資産の合計方法 ・所有資産に含めて  ・所有資産とは別に	ОК <b>+</b> ₩>±₩ <b>\</b> ₩7° ( <u>H</u> )	除却・売却資産の合計方法 ・所有資産に含めて ○所有資産とは別に	OK _ ₹₩>₺₩ _ \\/7° ( <u>H</u> )	

- ●合計書1:資産の種類または勘定別に1列にまとめて出力します。最後に合計を出力します。
- ●合計書2:種類、勘定、耐用年数が同じ資産を1列に出力(別表十六(二)は、平成19年4月1日以降 取得資産はそのまま出力)し、小計出力、期中取得資産、特別償却資産、合計の順に出力します。
- ●明細書1:1資産1列で出力します。種類または勘定ごとに合計をとり、最後にすべての合計を出力します。
- ●明細書2:種類、勘定、耐用年数が同じ資産を1列にまとめて出力します。

詳細は、減価償却システムのマニュアルで別表十六 (一)の「出力条件の設定」を参考にしてください。







## 「連動する」に変更したら、別表十六の入力・修正ができませんー①

A 減価償却システムとの連動をする場合、次の制限があります。

法人基本情報変更	
変更(U) キャンセル 印刷(P)	ヘルプ( <u>H</u> )
設定1[1] 設定2[2]	計算方法設定[3] 60刷設定[4]
【法人税・地方税共通】	
端数処理方法	切捨     ◎四捨五入
減価償却システムとの連動	● する ● しない
	<ul> <li>別表四</li> <li>別表十六</li> </ul>
	▼ 十六(一)定額 ▼ 十六(二)定率
	☑ 十六(四)リース  ☑ 十六(六)繰延
	▼ 十六(七)少額 ▼ 十六(八)一括

「別表四」を選択した場合は、 法人税システムでは、別表十六関係の入力・印刷ができなくなります。

▼	別表十六を選択した場合のエラーメッセージ	
	法人税顧問	
	減価償却システムと連動しています。	※別表十六関係は、 減価償却システム側で出力してください。 適用額明細書を作成する場合は、別表十六関 <sup>4</sup>
	ОК	入力を忘れないようにしてください。

(C) EPSON SALES JAPAN CORPORATION , All rights reserved.2015







### 「連動する」に変更したら、別表十六の入力・修正ができません-②

A 「別表十六」を選択した場合、データ取込後の別表十六のデータは修正不可となります。 別表十六の入力画面に<連動(G)>ボタンが追加されますので、減価償却で修正した データを再連動することができます。



(C) EPSON SALES JAPAN CORPORATION , All rights reserved.2015



法人基本情報と別表一



### グループ法人税制における中小特例の扱いについて

A 親会社の資本金が5億円以上の場合、	その100%子会社については、
中小企業特例は適用されません。 平成24年4月1日以後に開始する 事業年度から、複数の大法人の 100%子会社等も適用されません。	<ol> <li>1軽減税率</li> <li>2特定同族会社の特別税率(留保金課税)の不適用</li> <li>3貸倒引当金の法定繰入率</li> <li>④交際費等の損金不算入制度における定額控除額制度</li> <li>⑤欠損金の繰り戻しによる還付制度</li> </ol>
法人基本情報[設定1]タブに、[非中小法人等]の 設定項目を追加しました。該当する場合には、	法人基本情報
「非中小法人等」にチェックを入れます。 ————	法人区分 説明 普通法人 医療法人
→別表一(一)の「非中小法人等」の欄に○がつきます。	期末資本(出資)金額 10,000,000 ≤ 非中小法人等
	資本準備金等の額     0     青色白色区分       申告区分     ●確定     ●修正     ●中間
<mark>別表一(一)</mark> <sub>平成 年 月</sub>	
横浜市中区桜木町 納税地1-1-8 電話( 045 ) 999 - 999	■ 注意性の資本主の 刻 ス 20 日 日 主の 第 10,000,000 日 ■ 上印 通用以下の要要注入の 3 年中小法人軍に応受しないとの 3 7 年
(フリガナ) エブソンサンキョウカブシキカイシャ	同非区分 博 電 同族会社 非同族会社
<sub>法人名</sub> エプソン××株式会社	- 般社団 財団 法人の区分 非営利型法人 普通 法人 署
<sub>(フリガナ)</sub> ヤマタ イチロウ	<u>请藩神命田中太郎</u>







#### 別表一次葉のプレビューができない

別表一は、書式が2枚(初葉、次葉)になっていますが、入力の切替は、「別表一(一)」の 中で可能ですが、プレビューできるのは別表一初葉のみです。



(C) EPSON SALES JAPAN CORPORATION , All rights reserved.2015







#### 中小企業向け特別措置の適用制限 軽減税率が適用できません

▲ 「非中小法人等」の場合は、中小企業等の所得の金額のうち、年800万円 以下の金額に対する法人税の軽減税率15%は適用されません。








# 特定同族会社に判定されず、(11)~(17)まで印刷されません

▲ 資本金の額(または出資金の額)が1億円以下である会社は、 特定同族会社の判定欄((11)~(17))は、計算・印刷がされません。 (「非中小法人等」の場合は、次ページ参照)









### 中小企業向け特別措置の適用制限 特定同族会社の特別税率(留保金課税)が不適用になりません。

### A「非中小法人等」の場合、大法人と同様、留保金課税の計算、印刷がされます。



(C) EPSON SALES JAPAN CORPORATION , All rights reserved.2015







# 明細欄に議決権の数を入力しましたが、 「(20)と(22)の上位3順位の議決権の数(5)」に自動集計されません

### ▲ 明細欄の左端「議決権」の列に順位を入力します。

🤫 y	別表	_ Q	族会社等の判定に関する明細	書									別表二	
閉	じる	3 ( <u>C</u> )	EDRI(P) ヘルプ(H)		追加( <u>A</u> )	)	挿入( <u>I</u> ) 削除( <u>D</u> )							
	期	末現初	全の発行済株式 内	3 1		(21)	の上位1順位の	11						
同	0)¥	能致.	又は出貨の総額		5,000 符 朱 ▼ 宮	林式	数又は出貨の金額_   数等による判定	12						
族	(19	9),(2	21)上位3順位株式数等	₹ <b>2</b> 85	。 5,000 族	17102-0				0.0%				
숤	株	式数	穿による判定 たの護証券の紛数 - 内	3 85	.0% 会	(22) 憲憲計	上位1順位議決権数	2 13		0				
社	舟几	不現1	土の「記我/大学種の「総法女父」 ド	·] 4			1人・同族関係者数	14		0.0%				
D	(20	3),(2	2)上位3順位議決権数	Σ <b>5</b>	25 定	社員	の数による判定	16		0.0%				
ΨΠ	議》 加·	決権( 末刊]	D数による判定 生の社員の総数	<b>6</b> 83	.3%	特定	同族会社の判定割合	<u>}</u> 17	〇該地方江	0.0				
	社	元3011 員3人	」。 以下・同族関係者の数	z 8	5	,	判 宁 结 里	18	• 特定同族	会社				
定	社	<u>員の</u> たへも	数による判定 +の判 <b>応</b> 割へ	9 0	.0%	-			<ul> <li>同族会社</li> <li>1010</li> </ul>	:				
		庆云伯	エの利定割合	010 80 80	.∪     ))   ))	고바		」 1日文Ⅲ	9 HPIN <del>X Z</del>		_	_	_	
		前一	 判定其進となるM		<u>幸辛⊂'a</u> │ 続柄	<u>つ</u> 林	主守の林氏奴守の	<u>リ和田</u> 非	*式数又は5	資の全勢	 函等	_		
No.	耕	議	及び同族関係者		19611.	1	被支配会社でない	<u>,</u> 法/	<u>\</u> 株主等		<u>~~</u> その他の	株主等		
	Ē	[決]			(電子申	告)	株式数等	議法	決権の数	株式	数等	議決核	権の数	
	쮨	権	住所又は所在地	氏名又は法人名	印刷文	字	19		20	1	21	2	2	
1		1			+	4	0		0		65,000		0	
	$\vdash$		民乐的汉合区初百		( 一个 )	<u>ለ</u> { • • ከ	0		0		00,000		20	=
2		1	₹京都渋谷区初台	山田花子			0		0		20,00		5	







### 続柄の設定が2段になっているのはなぜ?

A 電子申告(e-Tax)では、別表二の「判定基準となる株主等との続柄」は、e-Taxで 決められた続柄のみとなったため選択リストを用意しました。 上段は電子申告で使用される続柄で、下段は印刷出力用の続柄になります。

	判定基準となる株主等の株式数等の明細								
	順位 判定基準となる株主(社員)				判定基準となる株主(社員) 続柄 株式数又は出資の金額等				
No.	株議 及び同族関係者		及び同族関係者			被支配会社でな	い法人株主等 その他の		)株主等
	赱	決			(電子申告)	株式数等	議決権の数	株式数等	議決権の数
	数	権	住所又は所在地	氏名又は法人名	印刷文字	19	20	21	22
1	1						0		0
I	I		東京都渋谷区初台	山田 一郎	本人	0	0	20,000	0
2	1				(配偶者 🗾)	「事」かど思さ	る内容に亦再	する担今けり	- 聿 フ +フ ! = オ
2	I		東京都渋谷区初台	山田 はなこ	妻	「女」なこ共る	の内谷に友丈	୰ୖ୰୷୲ୠ୕ୖ୵ୢୗ	
_	-	_			(長男 _)		0		0
3	I		東京都渋谷区初台	山田 二郎	長男	上段で選択	した内容が転言	こされます。 🛛	0





A 別表四の「加算項目」に入力した留保は別表五(一)の③「増」に、 「減算項目」で入力した留保は、別表五(一)の②「減」に、同じ名称で転記されます。 項目名を変更する場合は、<区分変更(K)>で「加算項目」と「減算項目」の 「別表五(一)での項目名」の名称を変更します。









### 別表四の加算、減算欄で入力した項目を、 別表五(一)では一行で計上したい

▲ 別表四または別表五(一)の入力画面で<区分変更(K)>を押し、「加算項目」と 「減算項目」の「別表五(一)での項目名」を同じ名称に変更します。

◇ 別表五(一) 利益積立金額及び資本金等の額の計算に関す。	する明細書 「別表五(一)
閉じる( <u>C</u> ) ED刷( <u>P</u> ) へルプ( <u>H</u> )	<u>追加(A)</u> 挿入(I) 削除(D) 検算調整(I)
前頁(R) <b>次頁(N)</b> 172	区分変更( <u>K</u> ) 選択( <u>S</u> ) 行入替(J)
	」~「7」に入力してください。
※別表四と五 (−) 区分名変更	
加算項目」滅算項目(区分名初期値)	の計算に加算項目」 ス分名初期値
加算項目           別表四での項目名         別表五(一)での項目名           夏職給与引当金取崩不足額         退職給与引当金           6 繰延資産の償却超過額         繰延資産の償却超過額           7 退職給与引当金更入不足額         退職給与引当金           8 一括償却資産損金算入超過額         一括償却資産損金算入           9 特別修繕引当金取崩不足額         特別修繕引当金           10 製品保証引当金繰入限度超過額         製品保証引当金           11 繰延消費税損金算入超過額         製品保証引当金           12 売上計上もれ         売掛金           13 保険差益特別勘定繰入超過額         保険差益圧縮記帳積立金           14 譲渡損益調整額         譲渡損益調整額	減算項目         減算項目           1         別表四での項目名         別表石(-) での項目名           1         賞与引当金当期認容額         賞与引当金繰入限度超過額           1         遺時治与引当金取崩超過額         退職給与引当金           2         国職給与引当金         週職給与引当金           3         国職給与引当金         週職給与引当金           4         賞与引当金取崩超過額         三、           5         国職給与引当金取崩超過額         三、           5         国職給与引当金取崩超過額         三、           5         国職給与引当金取崩超過額         三、           5         国職給与引当金取崩超過額         三、           6         10         公           9         10         知保証引当金取消超過給           11         繰延消費税当期認容額         設設消費税           12         売上計上もれ認容         売損金           13         譲渡消量益調整額         譲渡損益調整額
OK     キャンセル     ヘルプ(出)       保険差益圧縮記帳積立金     10       譲渡損益調整額     19	一行表示 になる 0
売掛金	0 5,000 1,000 -4,000









### 別表四の「減算」欄で追加した項目を、別表五(一)で 「当期中の増減」の「増③」にマイナスで計上したい

▲ 別表四「留保②」の金額欄にカーソルを置くと、画面上部に「逆移記」チェックボックスが表示されます。この「逆移記」にチェックをつけると、別表五(一)にマイナスで転記されます。









### 「利益準備金」や「別途積立金」と同じように 「剰余金処分の区分」を入力したい

### ▲ 項番「3」~「7」行目の「減②」又は「増③」に入力した金額は、 「繰越損益金(26)」に反映されます。

(愛別表五(一) 利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書 別表五								
閉じる(C)     印刷(P)…     ハルプ(出)     追加(A)     挿入(I)     削除(D)     検算調整(T)       前方(P)     次方(N)     1 / 2     区公亦再(K)     2844(S)     行る林(I)								
※「1」「2」以外の剰余金処分がある場合は、「3」~「7」に入力してください。 「3」~「7」当期の増減額は、繰越損益金「26」③本書に集計されます。								
	I 利益積立金	額の計算に関する明緒	田書					
区分	<ul> <li>│ 期 首 現 右</li> <li>↓ 利益積立金</li> </ul>	<u>当期の</u> 注 <u>当期</u> の 額 減	の増減 <u>増</u>	差引翌期首現在 利益積立金額				
	0	Ø	3	4				
利益準備金	1 3,000	000 0	0	3,000,000				
	<b>2</b> 174,780,	995 0	0	174,780,995				
固定資産圧縮積立金	3	0 0	1,000,000	1,000,000				
	4	0 0	0	0				
	5		U					
	0	0 0	U					
	0	0 1 000	U	1 000				
アロゴギエエー 「病(無償1月107)(営1月122)ほの方	0	0 -1,000	0	1,000				
	0	0 0	0					
		0	0	0				
<b>深越預益金</b>	26 28,942	,146 28,942,146	110,484,446	110,484,446				
減②の金額:繰越損益金「26」の③に加算します。 増③の金額:繰越損益金「26」の③を減算します。								







### 完全支配関係がある法人間の寄附において 寄附修正事由が生じた場合、どのように入力すれば良いですか

▲ 利益積立金額の明細行(当期の減②、当期の増)で上書き入力します。 入力すると「検算」画面のコメント欄に「別表五(一)の検算に誤りがあります。」と 表示されますが、この入力は誤りではありません。

	【地方税】
	所得金額合計         84,370,281 円         課税標準所得         10,000,000 円           所得又は欠損         69,370,281 円         税額         4,000,000 円
閉じる( <u>C</u> ) 印刷( <u>P</u> ) ヘルプ( <u>H</u> ) マ 上書(F9) 追加( <u>A</u> ) 挿入( <u>I</u> ) 削除( <u>D</u> ) 検算調整( <u>T</u> )	法人税額 15.515.200 円 事業税額 606.000 円 地方法人税額 698.100 円 都道府県民税額 △ 0 円
	復興特別法人税額 0円 利子割還付額 0円
※「1」「2」以外の剰余金処分がある場合は、「3」~「7」に入力してください。	[税額合計] 市町村民税額 △ 0円 漬付約約計 0円
「3」~「7」当期の増減額は、繰越損益金「26」③本書に集計されます。	未納税額計 <u>17,413,400 円</u> 436,000 円
I 利益積立金額の計算に関する明細書 ^	- [検 算]
	別表五(一)[31」① 期首現在利益積立金合計 207,183,841 円 別ま皿 [47] 約2時後へ落立(けた場合落 + 93,034,670 円
	州及区 (11)      田沢が特金額人は入資金額     「 000004,007 円     別表五(一)     中間分,確定分法人税県市民税の合計額        7.135,870 円      7.135,870 H      7.155,870 H
	日 計 別表五(一)「31」④ 差引翌期首現在利益積立金合計 - 273,092,641 円
製品保証引当金繰入限度超過額	差引計 別表五(一)②③ 検算不符合調整額 <u>△ 10,000円</u> + 0円
繰延消費税損金算入超過額 18 0 0 0 0 0	差 引 計 (調整後)
	別表五(一)の検算に誤りがあります。
	このエラーメッセージを表示したくない場合は、
◎ 検算調整	) の「検算調整」画面で寄附修正額を入力す
検算差引計 -10,000 ると、エラーメ	ッセージが表示しないようになります。
別表五(一)検算不符合調整額 + 10,000	10
差引計(調整後) 0 0	【陳 算】 別表五(一)「31」① 期首現在利益積立金合計 207,183,8 円
	別表四 「47」 留保所得金額又は欠損金額 + 83,03 0円 別まて(.) 中国へ、歴史へは大損量主民的の合計額 17,1200円
	合計 - 17,102,041 - 17,102,102,102,102,102,102,102,102,102,102
	引表五(一)131」④ 差引翌期首現在利益積立金合計273,092,641円 差引計 △ 10,000円
	別表五(一)②③ 検算不符合調整額 + 10,000 円 ★ - 리、また(1999(公))







# 「利子割(8)」はどこから転記されますか?

A 地方税 第九号の二様式の「5」の②から転記されます。 地方税から転記しない場合は上書きします。

第九号の二様式	受 第九号の二様式 利子割額の控除・充当・遠付に関する明細書     □ ■      □ ■      □     □ ■      □     □ ■     □    □   □    □    □    □   □   □   □   □   □   □   □   □   □   □   □   □   □   □   □   □   □
	前頁(R) 次頁(N) 1 / 2 コピー(F)
	収入金額     ①の利子害額     ②の控除利子害額       ①     ②     ③
	預貯金の利子・合同運用信託の収益分配         1         237,412         11,870         11,870           公社債の利子         2         0         0         0         0
	投資信託の収益の分配     3     0     0       その他     4     0     0
	Image: Contract of the second secon
別表五(二)	⑦ 別表五(二) 租税公課の納付状況等に関する明細書 □ ■ ■ □ ■ ■
	期首現在     当期中の納付税額     期末現在未納税額        税目及び事業年度     未納税額     当期発生税額     近当金取崩     仮払経理     損金経理     ①+②-③-④-⑤       ①     ②     ③     ④     ⑤     ⑥
	道     6     0     0     0     0     0       所     平成23·04·01 シ     0     0     0     0     0       F     F     7     49.700     0     0     0       11 270     0     0     0     0     0
	$\begin{bmatrix} M \\ H \\ - H \\ $
	11         49,700         147,970         49,700         0         11,870         136,100







### 別表五(二)30に復興特別所得税を追加した場合や、名称を変更した場合、 別表四(6)③に転記されますか?

A 別表五(二)の項目(29)(30))について、税目名に「源泉」「復興」「所得」の文字が 含まれている場合、別表四(6)の③には転記しません。









### 金額のフォントを大きくしたい

### A メニュー[オプション]→[別表出力桁数設定]で桁数を「9桁」に設定すると、 大きなフォントで印字します。









#### 中小企業向け特別措置の適用制限

欠損金の繰越控除の80%又は65%までの計算になる

A 大法人の場合(「非中小法人等」)は繰越欠損金の控除限度額が制限 されます。

法人区分 説明 普诵法人 ▼ 期末資本(出資)金額 10,000,000 ▼ 非 資本準備金等の額 0 青色	医療法人       普通法人、かつ         中小法人等       期末資本(出資)金額>1億円         白色区分       ・青       ・白
	別表七(一) 平成27年4月1日以後開始事業年度の場合
P2除前所得金額                  愛別表七(一) 欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書                  プジリーン                          Pilling(P)                Aルア°(H)                 前頁(R)               次頁(N)               1                 Why             前町(-2)               84               84	除限度額(1)×65 √/100 2 58,220,032 → 100 2 58,220,032 → 制限 平成27年4月1日より前の開始事業年度の場合
1       04,010,201       所得金額1	中小企業の場合(非中小法人除く) 空間での場合(非中小法人除く)







### 一般寄附金の損金算入限度額の計算がされない

#### ▲ 別表五(一)に資本金等を入力していないと、一般寄附金の損金算入限度額 が計算されません。

		(-)
⑦ 別表十四(二) 寄附金の損金算入に関する明細書	134X   E	
閉じる(C) 印刷(P) ヘノレプ(H)	追加( <u>A</u> ) 挿入(I) 削除( <u>D</u> )	
		次十つは山次へとたせてはしなっ担へ
公益法人等以外の場合	公益法人等の場合	資本又は出貧金を有する法人寺の場合
		)/期末貸本金等 < 2.5 ) + ( <sub>正但の全額 &lt;</sub> 2.5 )   < 1
金附ての他の寄附金額 3	入附その他の寄附金額 27	$1000 \int (1000)^{+} (1000)^{+} \int (1000)^{+} \sqrt{100} \int (1000)^{-} \sqrt{100}$
		1,0007 ( 10077 4
度 3 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		
の 寄附全支出前所得全額 8 85.848.275	■ <u>ビー</u> 算 同 Fの100相当額 31	0
計 同上の 2,50/100相当額 9 2,146,206	公益法人特別限度額 32	
算期末の資本金等の額 10 10,000,000	(25)と融資額の年5.5% 33	0
同上月数換算額 12 /12 11 10,000,000	· 損金算入限度額 34	0
同上の2.5/1000相当額 12 25,000	指定寄附全額 35	
一般損金算入限度額 13 542,801	国外関連者等への高附金額 36	通動されます
特特算(8)の 6.25 /100 14 5,365,517	同上寄附金以外の寄附金額 37	
公別人(11)の 3.75 /1000 15 37,500	不同上のうち損金不算入 38	別表五(一)2回囬日
寄金度特別損金算入限度額	昇国外関連者等への寄附金39	0 ※別表五(一) 利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書
附 額 $[((14)+(15))\times 1/2]$ 16 2,701,508	<u> 11 140 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 </u>	0 閉じる(C) 印刷(P) へいア(H) 追加(A) 挿入(I) 削除(D) 検算調整(T) 追加(A) 挿入(I) 削除(D) 検算調整(T)
	※資本寺のめる法人は、	III< 資本金寺の額の計算に関する明細書
	別表五(→)2画面日で ※古へ第キンボユーレアノださい。	区 分 資本金等の額 減 増 資本金等の額
□□工司附金以2107司附金額 <b>20</b> 0 不同上のうち増全不質 21 0	貫本金寺を必り入力してくたさい。	資本金又は出資金 32 10,000,000 0 0 10,000,000
第一日小切ってりませんの字附全 22 0		
all 計 24 0		<u>  歴引合計額  36  10,000,000  0  0  0  10,000,000 </u>







### 交際費等の定額控除限度額について

A 交際費等の額のうち、飲食のために支出した額の50%が損金算入可能です。 中小法人については、定額控除(800万円)との選択制となります。

⑦ 別表+五 交際費等の損金算入に関する明細書       閉じる(C)     ED同(P)     ヘルプ°(H)     追加(A)     挿入(I)     削除(I)	別表十五
<ul> <li>損金算入限度額「4」の計算</li> <li>有利な方法(「2」と「3」の大きい方の金額を使用する)</li> <li>飲食費の50%を損金算入(「2」の金額を使用する)</li> <li>年間8000万に達するまで損金算人(13」の金額を使用する)</li> </ul>	
支出交際費等の額 (8の計) 1 8,800,000 (2)又は(3) 4	
1907年の役11日本学人卒年時 1日本一学人語 1日本一学人語 (9の計)×50/100 2 1,750,000 (1)-(4) 5	7,050,000 (8)のつち接付飲食質の額を人力しより。
中小法人等定額控除限度額 (1)又は800万円×12/12 3 8,000,000	
支出交際費等の額の明細	
No. 科 目 支出額 控除される費用 6 7	<u>差引交際費等 接待飲食者</u> 8 9 9 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6
1         交際費         8,800,000         0	<mark>8,800,000</mark> 3,500,000
<b>4</b> 0 0	
6 0 0	
7 0 0	
8 0 0	0 0
9 0 0	0 0
	0 平成26年4月1日以後







### 中小企業向け特別措置の適用制限 交際費等の損金不算入制度における定額控除が受けられない

A 大法人の100%子法人の場合は、交際費の損金不算入制度における定額控除制度 は適用されません。→「非中小法人等」の場合、「定額控除限度額(3)」は「0」になりま す。飲食のために支出した額の50%が損金算入可能です。

法人基本情報	2日 11日 - 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	別表十五
法人区分	閉じる( <u>C</u> ) 印刷( <u>P</u> ) ハルプ( <u>H</u> )	追加(A)挿入(I)  削除(D)
期末資本(出資)金額     10,000,000     ✓ 非中小法人等       資本準備金等の額     0     青色白色区分     ● 青       ●     日告区分     ● 確定     ● 修正     ● 申問	<b>損金算入限度額「4」の計算</b> ・ 有利な方法(「2」と「3」の大きい方の金額 ・ 飲食費の50%を損金算入(「2」の金額を使 ・ 年間800万に達するまで損金算入(「3」の会	を使用する) 用する) 金額を使用する) ▲額を使用する) ▲額を使用する)
	支出交除費等の額     1     2.800       接待飲食費損金算入基準額     2     1,750       中小法人等定額指除限度額     2	損金具人限度額 (3) 及は(2) 損金不算入額 (1) - (4) 5 7,050,000
	(1)又は800万円× 12712   3	
	(1)又は800万円×12712 3 No. 彩 日	U 支出交際費等の額の明細 支出額 控除される費用 差引交際費等 接待飲食費
	(1)又(3800万円×12712 3 No. 科目	U 支出交際費等の額の明細 支出額 各 7 8 9 2 8 9 2 500.000 2 500.000 2 500.000 2 500.000 2 500.000 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5
	(1)又(3800万円×12712 3 No. 科 目 1 交 際 費 2	U <b>支出交際費等の額の明細</b> 支出額 控除される費用 差引交際費等 接待飲食費 6 7 8 9 8,800,000 0 8,800,000 3,500,000 0 0 0 0 0 0
	(1)又(3800万円×12712 3 No. 科 目 1 交 際 費 2 3	U 支出交際費等の額の明細 支出額 控除される費用 差引交際費等 接待飲食費 6 7 8 9 8,800,000 0 8,800,000 3,500,000 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
	(1)又(3800万円×12712 3 No. 科目 1 交際費 2 3 4	U 支出交際費等の額の明細 支出額 控除される費用 差引交際費等 接待飲食費 6 7 8 9 8,800,000 0 8,800,000 3,500,000 0
	(1)又(3800万円×12712 3 No. 科目 1 交際費 2 3 4 5 6	U 支出交際費等の額の明細 支出額 方出額 方法額 大出額 大出額 大出額 大出額 大田 大田
	(1)又(3800万円×12712     3       No.     科 目       1     交 際 費       2     3       3     4       5     6       7     7	U 支出交際費等の額の明細 支出額 方出初 支出額 大出額 支出額 大田額 支出額 大田額 大田額 大田額 大田額 大田和 大田 大田
	(1)又(3800万円×12712)3         No.         1       交際費         2         3         4         5         6         7         8	U           支出交際費等の額の明細           支出資         控除される費用         差引交際費等         接待飲食費           6         7         8         9           8,800,000         0         8,800,000         3,500,000           0         0         0         0         0           0         0         0         0         0         0           0
	(1)又(3800万円×12712       3         No.       科 目         1       交 際 費         2       3         4       5         6       7         8       9         9       10	U           支出交際費等の額の明細           支出資         控除される費用         差引交際費等         接待飲食費           6         7         8         9           8,800,000         0         8,800,000         3,500,000           0         0         0         0         0           0         0         0         0         0         0           0
	(1)又(3800万円×12712 3 No. 科目 1 交際費 2 3 4 5 6 6 7 7 8 9 10	U           支出交際費等の額の明細           支出資         控除される費用         差引交際費等         接待飲食費           6         7         8         9           8,800,000         0         8,800,000         3,500,000           0         0         0         0         0           0         0         0         0         0         0           0         0         0         0         0         0         0           0







# 小計行を設定したい

▲ 法人税システムでは、任意で小計行を追加することはできません。 小計行を入力した場合、合計行に集計されてしまいます。 減価償却システムから連動すれば計行を出力することが可能です。

_									
	<del>7</del> 7 F	则表十六(二) 旧定率法3	又は対	率法による減価償却資産	の償却額の計算に関する明	細書		「別主ナー	
	閉	じる( <u>C</u> ) 印刷( <u>P</u> )		ヘルプ( <u>H</u> )	追加( <u>A</u> )	挿入(I) 削除(D)	1		
					選択(S) 運	車動(G) 備考(B)	1		
			. ـــــــ					1 1 - <del>7</del> / 5 <sup>°</sup> -50	
	×Ŧ	守別項式IPR度額136	J本i	書は適用額明細書に	、転記されません。措	直法適用の場合には	「適用額明細書にも人	のしてくたさい。	
				11	12	13	14	15	
	傊	却方法		200%定率法	200%定率法	200%定率法			
	資	種類	1	車両及び運搬具	車両及び運搬具	車両及び運搬具	車両及び運搬具	200%定率法計	
	産	構造	2		運送事業用など		計		
	읐.	細目	3		自動車・大型乗用				
	<i></i>	取得年月日	4	平成24.04.01 🝨	平成26・04・01 🚍	平成24・04・01 🔮			
		供した年月	5	平26. 4	平26.4	平26.4			
		耐用年数	6	<mark>5</mark> 年	5年	<mark>5</mark> 年	0 年	0 年	
	取			(	0 0	0	0	0	
	得	取得価額	7	820,000	1,000,000	820,000	2,640,000	2,640,000	
	1000	圧縮積立金	8	(	) 0	0	0	0	
					<u>n</u> 0	n I	<u>∩</u>	0 I	
		差引取得価額	9	減価償	却システムと	連動している	5場合は /	、計行を出力	することができます。
	償	期末帳簿金額	10						
	却	期末現在積立金	11	_ (減価	當却システ.	ムとの連動は	こついては、		
	計	期中取崩額	12						
	算			🛆 【》成1四1頁	却理動に展	目りるよくのな	の同い合わ	「セ」ハーンを刻	◎照くにさい)
	ŋ ₽	差引帳簿金額	13	402,000		402,000	1,404,000	1,404,000	
	疉   礎	当期償却額	14	328,000	500,000	328,000	0	0	
	-^-	+							
17	le	ws 新しい	法.	人柷R4シスラ	「ムでは、」期間	「帳薄価額」	当期價却月	<b>数」の設定</b> 頃目	(出力対家外)を追加し
٦E	Tra 2	旧次立の計算		いなな ドイノー ノニ ニ	フトシートンクナレ	<b>t</b> _			

期中取得資産の計算が簡単に行えるようになりました。

また、減価償却連動しなくても「小計列」「中計列」も任意で設定することができ、耐用年数辞書も使用できます。

参

![](_page_52_Picture_8.jpeg)

## <u>欠損金の繰戻しによる還付請求書</u>

![](_page_53_Picture_1.jpeg)

# 欠損金の繰戻し還付の請求をする場合について(法人税)

### ▲ 〔税務代理・還付請求・管理帳票〕タブの「欠損金繰戻還付請求書」を 入力します。

![](_page_53_Figure_4.jpeg)

※経理処理によっては、別表四と別表五(一)にも入力が必要な場合があります。

(C) EPSON SALES JAPAN CORPORATION , All rights reserved.2015

![](_page_53_Picture_7.jpeg)

# <u>欠損金の繰戻しによる還付請求書</u>

![](_page_54_Picture_1.jpeg)

### 中小企業向け特別措置の適用制限 欠損金の繰り戻しによる還付制度は適用できない。

# ▲ 大法人の100%子法人の場合は、欠損金の繰り戻しによる還付制度は 適用できません。 →「非中小法人等」の場合、「欠損金額(1)」が「0」となり、 欠損金の繰り戻し還付金額の計算がされません。

![](_page_54_Figure_4.jpeg)

(C) EPSON SALES JAPAN CORPORATION , All rights reserved.2015

![](_page_54_Picture_6.jpeg)

![](_page_55_Picture_1.jpeg)

# 地方法人税と復興特別法人税の計算

法人基本情報変更	基本情報変更-「設定2」タブ
_ 変更(U) _ キャンセル	ED問(P) ヘルプ°(H)
設定1[1]	設定 2 [2] 計算方法設定 [3] 印刷設定 [4]
税務署処理事項	所管 業種目 概況書 要否 別表等 10045070
整理番号	12349678
旧納税地·法人名等	
添付書類	貸借対照表   損益計算書   損益金処分表(株主変動計算書)
	└──勤定44日97和書
翌年以降送付要否	○要         ○否         ○なし
会計事務所	
税理士肩書き等	「「「「「「「「「「」」」」」「「作成しない」が初期値になります。
祝理工氏名    税理十雷話番号	山田 < (1) 上書きで、「作成する」にすると、「法人税申告書の別表一」の選択が、 03-3333-3333 / 1 日本 上書きで、「作成する」にすると、「法人税申告書の別表一」の選択が、
法人税申告書 別表一 書面提出	税理士法 ♥ 第30条 ♥ 第33余の2
適用額明細書提出	
復興特別法人税 申告書・明細書	<mark> © 作成する <sup> ©</sup> 作成しない <sup> </sup> に 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、</mark>
復興特別法人税 別表一 書面提出	税理士法 🗆 第30条 🛛 第33条の2
地方法人税の計算	○計算する ○計算しない → 平成26年10月1日以後開始する事業年度は、「計算する」が 初期値になります。

![](_page_55_Picture_5.jpeg)

![](_page_56_Picture_0.jpeg)

![](_page_56_Picture_1.jpeg)

### 適用額明細書の提出について

A 法人税関係特別措置(例えば中小企業者の法人税率の特例、特別償却など、 税額又は所得の金額を減少させるもの)を適用する場合には、法人税申告書に 添付する必要があります。 添付がなかった場合や、添付があっても虚偽の記載があった場合は、法人税関係

ぶ何かなかった場合や、添何かめっても虚偽の記載かめった場合は、法人祝関係 特別措置の適用が受けられないこととされています。

權式第一	FB4010 4月01日 事業年度分の適用額明編書 3月31日 (当初提出分)・再提出分)	O C R 用紙になっています。 最大20枚(400行)の 明細書を作成できます。
納税地     横浜市中区板木町       1-1-8     ●話(045)999 - 9999       (フリガナ)     エプソン××株式会社       浸入名     エプソン××株式会社       開た保在の 数本会研究は 目覚金の数     A       計量     57       デオ     月 月 日 金 委       大 利 金 委     1000000       詳書     57       第二     1370000		
租税特別措置法の条項 区分 第42 gの3の2第1 項第1 号 00	番号 液 周 朝 +★ 877 ← n 380370000	適用額が0の明細行は 印字しません。

![](_page_56_Picture_7.jpeg)

![](_page_57_Picture_0.jpeg)

![](_page_57_Picture_1.jpeg)

### 作成手順は?

### 次の手順で行います。

![](_page_57_Picture_4.jpeg)

#### 別表入力 すべての別表を入力します。

参考News 新しい法人税R4システムでは、 別表側に「適用を受ける条項等」を入れていただくため、 Step2の「適用額明細書」を起動すると、別表内に設定 された条項等から自動設定がされるようになります。

### 適用額明細書入力

- 法人税関係特別措置の適用を受ける条項、区分番号、適用額を入力します。
- ・<条項一覧から追加>→<適用額欄に金額がある条項を一括 選択>により、入力済みの別表から該当する項目の適用額が 転記されます。
- ・適用額が転記されない別表は、必要な項目を入力します。

![](_page_57_Picture_11.jpeg)

### 帳票出力

別表と適用額明細書を出力して内容を確認します。 適用額明細書は、税務署用紙、カラーOCR、モノクロOCR(枠無)、 モノクロ印刷に対応しています。

![](_page_57_Picture_15.jpeg)

![](_page_58_Picture_0.jpeg)

![](_page_58_Picture_1.jpeg)

### 基本情報で注意すべき点はありますか?

▲ 適用額明細書を添付する場合には、確定申告書の「適用額明細書提出有無」が「有」 になります。適用額明細書が不要であればデ−タを削除するか、上書きで「無」に変更 してください。事業種目、業種番号も連動されます。

![](_page_58_Figure_4.jpeg)

![](_page_58_Picture_6.jpeg)

![](_page_59_Picture_0.jpeg)

![](_page_59_Picture_1.jpeg)

### 所得金額又は欠損金額は、どこから連動されますか?

### A 別表一の「1 所得金額又は欠損金額」より連動します。

![](_page_59_Figure_4.jpeg)

#### 別表一の「1 所得金額又は欠損金額」が0の場合、 適用額明細書の「所得金額又は欠損金額」に0になります。

期 末 現 在 の 賢本金の額又は 出 賢 金 の 額	Æ		ह <i>त्र</i> 1000	÷ 0 0 0 0	P O	※ 税 登	
所得金額又は 矢 損 金 額		-+- <b>ist</b>	₹7	÷	PP 0	運欄	

![](_page_59_Picture_8.jpeg)

![](_page_60_Picture_0.jpeg)

![](_page_60_Picture_1.jpeg)

# まとめて入力済の別表から適用額を転記するには?

A <条項一覧から追加>→<適用額欄に金額がある条項を一括選択>すると、 適用額のある条項No.にチェックが入り、入力済みの別表から該当する項目の 適用額が転記されます。

③ 適用額明細書	適用額明細書
閉じる(C) EP刷(P) ヘルプ(H) 条項一覧から追加(J)	Jビ <sup>-</sup> -(Z) 追加( <u>A</u> ) 挿入(I) 削除( <u>D</u> )
提出種別     • 当初提出分     • 再提出分       事業種目     製造業     業種番号     説明	条項は自動では追加されませんので 全別表の入力が終了した後に見直してください。
No. 旧法選択 租税特別措置法の条項 確認	忍要 区分番号 適用額 説明
	0
	10点パロー 未現ノアイル・干成27年3月版
ムノ部を - 法人税関係特別措置または別表での絞り込み 法人税関係特別措置: (すべて) 別表: (すべて)	適用額欄に金額があるものを 一括選択できます。
✓ 中/ 公業者等の法人税 第42条の3の2第1項第1号 0038	□ 別表一(一)「30」※普通法人 8,000,000
□ <mark>試</mark> 業研究を行った場合 第42条の4第4項第2号 0001	2 <mark>別表六(八)「22」 ※売上高の10%を超える</mark> 0
□ 中/ 小企業者等が機械等 第42条の6第1項第1号 0003	1 別表十六(一)「32」、別表十六(二)「36」
戦争第52条の3第1項         0003           取込がされます         戦争第42条の6第1項第2号         0003	2 別表十六(九)18] 4 別表十六(一)「32」、別表十六(二)「36」
12 142 142 14 14 10003	
④ 適用額B 細書	
閉じる(() 印刷(P) ハルプ(H) 条項一覧から追加(J).	
	」ビー(Z) 追加(A) 挿入(1) 削除(D)
提出種S     ・当初提出分     ●再提出分       事業種E     製造業     業種番号     説明	<u>」ビー(2) 追加(A)</u> 挿入( <u>1)</u> 削除( <u>0)</u> 条項(は自動では追加されませんので 全別表の入力が終了した後に見直してください。
提出種別     ・当初提出分     ・再提出分       事業種E     製造業     業種番号     説明       No.     旧法選択     租税特別措置法の条項     確認	<u>」ビー(2) 追加(A)</u> 挿入( <u>1)</u> 前床( <u>U)</u> 条項は自動では追加されませんので 全別表の入力が終了した後に見直してください。 腰 区分番号 適用額 説 明

![](_page_60_Picture_6.jpeg)

![](_page_61_Picture_0.jpeg)

![](_page_61_Picture_1.jpeg)

### 事業税の「非製造業」の分割基準の設定方法は?

A [事業所設定] で、非製造業の場合は、「従業者数及び事務所または 事業所数」を選択し、算定月数を入力します。寮の場合は人数を「0」にします。

🤣 事業所設定		事業所設定
事業税分割基準: 💦 従業者数	• 従業者数及び事務所又は事業所数	月数(」)
No. 事業所名 製造業の場合	都道府県コート・県     所在地       市町村名     非製造業の場合	従業者数 十号 (主民税) (1十号())月数
1 本社	14 • 神奈川県 神奈川県横浜市	(法) 30 <u>30</u> 12
本店	横浜市	(比匀) <mark>30</mark> 0
2 大阪支店	27 - 大阪府 大阪府大阪市淀川区	(法) 20 <b>20</b> 12
	大阪市 👤 宮原8-8-8	(は匀) <mark>20</mark> 0

「従業者数及び事務所または事業所数」を選択した場合、 [地方税共通情報]では、分割基準に「1」と「3」にチェックが入ります。

	$\bigcap$					
適用する事業税 の分割基準		1.従業者数 2.固定資産の価額 3.事務所又は事業所 4.軌道の延長和メート	地	方税共通	情報 参考N 新しい 記 置 設 定等	ews 去人税R4システムでは、 年月日」や「廃止年月日」の他、「寮」の ができ、細かな月数計算ができます。

![](_page_61_Picture_8.jpeg)

![](_page_62_Picture_0.jpeg)

![](_page_62_Picture_1.jpeg)

## 事業所設定の住所が印刷されません

A 本店は「法人基本情報」の住所を印刷します。

![](_page_62_Figure_4.jpeg)

![](_page_62_Picture_6.jpeg)

![](_page_63_Picture_0.jpeg)

![](_page_63_Picture_1.jpeg)

# 「利子割(28)」はどこから転記されますか?

#### A 地方税 第九号の三様式「合計」→第六号様式「利子割額(28)」に転記されます。

	額の都道府県別明細書					
	A 11 79 / 11 X					×
別しる(じ)  印刷(凹)						
	処理事項		-	-	-	
□-ト <sup>*</sup> 都道府 事務 県名 の有	所 控除・充当・還付 無 を受ける利子割額	コート	都道府 県名	事務所 の有無	控除・充当・還付 を受ける利子割額	
01 北海道	0	25	滋賀		0	
02 青森	0	26	京都		0	
03 岩 手	0	27	大阪		0	
04 宮 城	0	28	兵 庫		0	
05 秋田	0	29	奈良		0	
06 山 形	0	30	和歌山		0	
07 福島	0	31	鳥取		0	
08 茨 城	0	32	島根		0	
09 栃 木	0	33	岡山	L	0	
10 群 馬	0	34	広島		0	
11 埼玉	0	35			0	
	0	36	徳島		0	
	0	37	香川		0	
	11,870	38	愛媛		0	
10 新 冯		39	局知		U	
		40	<u> </u>			
10 垣 卅		41	巨岐		U	
10 伯 廾	0	42	反 崎 能 士			
		43	東本	-	0	
20 技 打 21 岐 自	0	44	<u> </u>		0	
21 败 早	0	45	<u></u> 密 回		0	
23 爱 知	1	47	油縄		0	
24 三 重	1		/T 198			
		合	· []		11.870	

「(28) 利子割額」は、[ファイル]→[事業所情報]の 最上段に登録されている事業所(本店)の都道府県の六 号様式に転記されます。

第	六号様式		
利	利子割額	28	11,870
子	控除した金額	29	11,870
刮麵	控除できなかった金額	30	0
<del>B</del> R	既還付請求利子割額	31	0
	過大既還付の納付額	32	0

「(28) 利子割額」は第九号の三様式の合計額 (「(48) 合計額」)を本店の都道府県の六号様式 に記載します。

(第九号の三様式は本店のみ提出します)

![](_page_63_Picture_10.jpeg)

![](_page_64_Picture_0.jpeg)

![](_page_64_Picture_1.jpeg)

### 事業税の「所得金額の計算」欄に金額があるのに、 印刷がされません

A 第六号様式の「第六号様式別表五」で所得金額の計算をする場合には、 「第六号様式」の「所得金額の計算欄」は、空白印刷になりますが、法人基本情報で印刷することもできます。

	第六号様式-入力画面							
所	所得金額	65	86,439,386	所	所金	得金額(法人税の明細書(別表 4 )の(34))又は個別所得 額(法人税の明細書(別表 4 の2付表)の(43))	65	
得	加損金算入所得税額	66	0	得金	加	J 損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額及 び復興特別所得税額	66	
玉娟	算損失準備金勘定への繰入額	67	0	額	算	損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等 損失準備金勘定への繰入額		全変百がFNRI
$\mathcal{O}$	減損失準備金勘定からの戻入額	68			涧	↓ 益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等 ↓ 損失準備金勘定からの戻入額		正合只ノノ・トリールリ
計	算外国法人税額	69	0	算	算	外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額		されない
舁	仮計	70	86,439,386	の内	仮	₹計 ©+®+®-®	0	
	繰越欠損金等の当期控除額	71	0	訳	繰あ	越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等が った場合の欠損金額等の当期控除額	C	

印题	刷する場合 択してくださ	には、法人基本情報-  い。	印刷設定[4]	で「する」を 法人基本情報
	【地方税】 六号様式	所得金額の計算の印刷	 ○しない <b>(</b>	• する

![](_page_64_Picture_7.jpeg)

![](_page_65_Picture_0.jpeg)

![](_page_65_Picture_1.jpeg)

![](_page_65_Picture_2.jpeg)

### 欄外下部が印刷されない。

#### A 第六号様式のフォームの変更により、下部の欄外を印刷は対象外となりました。

第六号様式-入力画面

上部欄外	欄外上部
下部欄外左	欄外下部
下部欄外右	欄外下部右

東京都は印刷対象外

#### 第六号様式(東京都以外の場合)

決算	弇 B	嶉 〕	定の	) 8	平成		年	月	В	送館((会の4の数板間中 を受け上うとする成数)	3			付請	利	子	割	額	1					
解	散	[	თ	Β	平成		年	月	Β	残余財産の最後 分配又は引渡しの	ወ 4 8	平成 年 月	B	求	逮付 金融:	を受け. 機関及	ようとす び支払力	「る 5法	□座番		· )			
単合類 (素類)	朝展の 別の神	7.84月 首張	長の越	<del>ያ</del>	亊業稅	有	・無	法人税	有・無	法人税の申告書の	D種類	÷ ، 🔁	その他	洗人 又一	、祝の期 ま 建 溶	來現在 個 別(	の香本金 香本 金	≥₩の ₩の	数数	* +	1	0000	000	
この の場	り申島合	告の	が中 計算	間申 期間	告	平成 平成	11	年月 年月	ヨから	翌期の中間 申告の要否	ছি <sup>,</sup> ন্দ্র	: 国外関連者 の有無	有・無	洗 / 建 /	く祝 の き 洗 人	当期の 祝優の	<b>推泄祝</b> 利振 周:	数 丈 女 私	は数		1	.1237	500	$\sim$
欄彡	外-	Ŧ	部						欄	外下部右														

第六号	弓様ェ	t (]	東京	家都	の場	<b>}</b> 合)														
決算確	定の日	平成	年	月	Β	法第11余の4の時間間 を受け上り上げる取る	7 @					付	利子	割額	9		_			
解散	の 日	平成	年	月	Π	残余財産の 分配又は引き	最後の  度しの日	平成	年	月	₿	art the	逮付を受け ようとする	金融機	関名					· · · ·
単智期限の約 処分(承認)の	編長の の者法 <sup>事務</sup>	1988、有	・無る	\$人 <b>\$</b> 2	有・無	法人税の	申告書	の種類		$\triangleright$ · ·	その他	1.84	金融機関及   び支払方法	文 店 預金≹	●目		口座	番号		
この申告がの場合の	)冲間申告 計算期間	平成 平成	年 年	月 月	日から 日まで	翌期の中間申	きの要否	€・香	国外関連	載者の有無	有・無	* *	・ 人税の期末現在 仕 違 狩 祝 別	・ 6の資本金1 6 本 金 博	の数	£	־	10	ם ה ה	000
	関与税 署 名 打	理士 甲印						(	電話		)	法道	二 二 2 日 2 月 人観の当期の 狩 洗 人 観 御	2. 建准税数 別場局文	又は			11	2,3,7	500

![](_page_65_Picture_12.jpeg)

### <u>第六号様式</u>

![](_page_66_Picture_1.jpeg)

# 「還付請求利子割額(75)」に「利子割額控除できなかった金額(30)」の金額がそのまま計上されてきます

A 法人基本情報 – 計算方法設定[3]の 「六号様式 利子割還付額 均等割に充当される額の控除:控除する」にしてください。 法人基本情報が「控除する」かつ第六号様式が「希望する」のときに、 第六号様式「還付請求 利子割額(75)」が均等割控除後の金額になります。

![](_page_66_Figure_4.jpeg)

電子申告の場合は、「利子割還付額の均等割への充当:希望する」の時は、「控除する」に設定してください。

![](_page_66_Picture_7.jpeg)

# <u>第六号様式別表四の三</u>

![](_page_67_Picture_1.jpeg)

**目次に戻る**68

「確定」から「中間」へ変更すると、

「第六号様式別表四の三」の月数も6ヵ月に変更されますか?

- A 第六号様式別表四の三の「特別区内における従たる事務所等」および「均等割額」の 月数(0以外)が設定されていると、次のタイミングで法人基本情報の「切捨月数」を セットします。
  - ◆法人基本情報で申告区分を次のように変更した場合
     「確定」「修正確定」→「中間」に変更した場合 : 通常6ヶ月を設定
     「中間」「修正中間」→「確定」に変更した場合 : 通常12ヶ月を設定
     ◆翌期更新した場合(更新後データの切捨月数を設定)
    - 「確定」データを「中間」データに翌期更新した場合 : 通常6ヶ月を設定

![](_page_67_Figure_7.jpeg)

# <u>第六号様式別表九</u>

![](_page_68_Picture_1.jpeg)

### 電子申告で第六号様式別表九が取り込まれない、エラーになる

- A 地方税ポータルシステムの出力仕様では、第六号様式別表九の金額がある 行は、事業年度、区分が必須項目になっています。
  - そのため、③、④、⑤のいずれかに金額がある明細行では、
  - 次の場合にメッセージを表示します。
  - ・事業年度(自、至)が未入力になっている
  - ・区分が未入力になっている
  - ・区分の両方にチェックがついている

![](_page_68_Picture_9.jpeg)

●法人税システム側で第六号様式別表九の入力画面で終了する時や印刷ボタンを押した時にも 同様のチェックを行っています。

処理結果 ・地方税電子申告用ファイルを出力しました。 ■大阪府 ○法人都道府県民税・事業税・地方法人特別税 確定申告 ・電子申告用データ出力ができない状態のため、暖票データを出力 しませんでした。データ内容を見直してください。 第六号様式別表九 事業年度・区分 未入力の明細行あり	処理結果 ・地方税電子申告用ファイルを出力しました。 ■大阪府 ○法人都道府県民税・事業税・地方法人特別税 確定申告 ・電子申告用データ出力ができない状態のため、帳票データを出力 しませんでした。データ内容を見直してください。 第六号様式別表九 事業年度・区分 未入力の明細行あり		
<ul> <li>・地方税電子申告用ファイルを出力しました。</li> <li>★阪府</li> <li>○法人都道府県民税・事業税・地方法人特別税 確定申告</li> <li>・電子申告用データ出力ができない状態のため、帳票データを出力しませんでした。データ内容を見直してください。</li> <li>第六号様式別表九 事業年度・区分 未入力の明細行あり</li> </ul>	<ul> <li>・地方税電子申告用ファイルを出力しました。</li> <li>■大阪府</li> <li>○法人都道府県民税・事業税・地方法人特別税 確定申告</li> <li>・電子申告用データ出力ができない状態のため、健果データを出力しませんでした。データ内容を見直してください。</li> <li>第六号様式別表九 事業年度・区分 未入力の明細行あり</li> </ul>	処理結果	
■大阪府 ○法人都道府県民税・事業税・地方法人特別税 確定申告 ・電子申告用データ出力ができない状態のため、帳票データを出力 しませんでした。データ内容を見直してください。 第六号様式別表九 事業年度・区分 未入力の明細行あり	■大阪府 ○法人都道府県民税・事業税・地方法人特別税 確定申告 ・電子申告用データ出力ができない状態のため、帳票データを出力 しませんでした。データ内容を見直してください。 第六号様式別表九 事業年度・区分 未入力の明細行あり	・地方税電子申告用ファイルを出力しました。	
		■大阪府 ○法人都道府県民税・事業税・地方法人特別税 確定申 ・電子申告用データ出力ができない状態のため、帳票デ しませんでした。データ内容を見直してください。 第六号様式別表九 事業年度・区分 未入力の明細行	告 ータを出力 あり

![](_page_68_Picture_14.jpeg)

# <u>第六号様式別表九</u>

![](_page_69_Picture_1.jpeg)

# 欠損金の繰越控除の80%又は65%までの計算になる

A 大法人の場合(「非中小法人等」)は繰越欠損金の控除限度額が制限されます。

![](_page_69_Figure_4.jpeg)

💞 第六号様式別表九 欠損金額	等及び災害損失会	全の控除明細書			
閉じる( <u>C</u> ) 印刷( <u>P</u> )	ヘルプ( <u>H</u> )		中小	企業の場合(非	印小法人除()
控除前所得金額	0	10,000,000 所得金額控除限度額	⊕× <mark>100</mark> ▼/10	10 🖉	10,000,000

![](_page_69_Picture_7.jpeg)

# <u>第六号様式別表十四</u>

![](_page_70_Picture_1.jpeg)

**目次に戻る**71

### 事業税で超過税率が適用される場合の計算は?

A 超過税率を適用する場合には、第六号様式別表十四が必要です。必要かの判定は 自動で行います。現在、資本金の額などの適用要件によって超過税率が適用される ことがある都道府県は、一部に限定されています。

![](_page_70_Figure_4.jpeg)

(C) EPSON SALES JAPAN CORPORATION , All rights reserved.2015

![](_page_71_Picture_0.jpeg)

![](_page_71_Picture_1.jpeg)

# 白紙への一括印刷方法を教えてください

#### A 印刷メニューから「一括印刷」を選択します。タブごとに一括印刷 することができます。

(印刷(P) オプ ション(O) ウィンドウ(W) ヘルプ (H)
一括印刷(I)...
税務署用紙への印刷(Z)...
納付書連続用紙への印刷(N)...
フォーム印刷(F)...

🖗 一括印刷					<b>X</b>	💞 一括印刷								<b>—</b>
法人税	地方税・	税務代理・還付請す	k・管理	聖帳表 予定		法人税	地方税・	・税務代理・	還付請求	・管理帳表	予定			
<del> ¥</del> −+   1&≁1	部数	様式	部数	様式 部数	ED届1(P)	「地方税」	_			根稀竹理書	「面」	1	ビロ 居	I(P)
別表一(一)	1	別表六(十八)	0		<b>キャ</b> ンセル	様式	ž	部数 提出	入力控	様式	ţ	部数		
<u>別表一(一)次葉</u>   回ま-	1	別表六(十九)  別ま六(二十)	0			第六号様式		1 × 1	0 0	税務代理権	· 新書	1	177 (st	セル
<u>別表</u>  別表=(一)	0	別表八(二十) 別表六(二十一)	0		全部数セット( <u>B</u> )	第六号様式別表	二の三	0 × 1	1	第33条の2	2第1項	0		
別表三(二)	0	別表六(二十四)	0	別表十六(九)		第六号様式別表	四の三	$0 \times 1$	1	第33条の2	2第2項	0		₩F( <u>B</u> )
別表三(三)	0	別六(二十四)付表	0	別表十六(十) 0	地力祝設在19/	第六号様式別表	五	$1 \times 1$	1 1	[管理帳表]			抽去粉合	<b>中(1)</b>
別表三(四)	0	別表六(二十五)	0		プリンタの設定(S)	第六号様式別表	五の二	$1 \times 1$	1 1	様で	ť.	部数		ـدر⊵/
別表三(五)		別表七(一)	1	特別償却付表 2 □     サ		第六号五の二(東	東京) 📃	$0 \times 1$	1			0	プリンタオ	定(S)
11表(工地譲渡)	1		0		印刷設定(D)	第六号別表五の				内訳明細書	(県)	0		
別表五(一)	1	別表八(二)	0	特別償却付表 7 0		六号五の二の二	.(OCR)			内訳明細書	(市)	0	ED尿情	(D)
別表五(一)付表	0	別表十(五)	0	特別償却付表80	<u>1</u>	第六号別表五の				税務基本項目	比較表	0		
別表五(二)	1	別表十(六)	0	────────────────────────────────────	ロ スピン ロール(Y)	八号五の二の二				繰入超過・7	「足額一覧	0	ΔJ	H)
<u>別表六(一)</u>	1	別表十一(一)	1	適用額明細書 0	_	弗八号別表立の	<u>_の四</u> て ー							
<u>別表六(二)</u>		別表十一(一の二)				弗八方様式別衣	<u>エのニ</u>			[納付書]			🗆 75°)	トロ− <i>J</i> L( <u>Y</u> )
別表八(二の二)			🖗 印刷設)	定	<b>×</b>	第八方別衣五の	<u>ニのニ</u> エの皿			样	ť	部数		7
別表六(三)付表		別表1二(二)	プリンタ	: EPSON LP-S7100 - Ne04:		第八方惊玖別衣			1 1		*240+1++=	0		
別表六(四)	0	別表十三(三)	一田紙井	tr3"		第八方様式別衣	<u>エの、</u> 愛興・ :カ	・市選択(六号様式)						×
別表六(六)	0	別表十三(四)	0.7°	 りタの設定を使用		第六号隊以別及	<u>ノし No.</u> 一一 m	. 都道府県名	市	町村名	主たる事業	所	印刷する/	しない
別表六(七)	0	別表十三(五)	• )	準値を使田		第八号線式加速	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1 神奈川県 2 大阪広	横浜市	神	制支店 5支店		<u>(する)()</u> ()する ()	しない
別表六(八)	0	別表十四(二)	SLAA:			第九号の三様式		4 /\WXMT	N0011				90	
			倍率	微調整		第十号様式	·	(		E 111. L 7	v-n	-		
			01	41% (A4→A3) × ⊙ 100%		第二十号样式				地万札	兄設定			
<u>т</u> –	r n c			ZZ% (A4→B4) © 100.	÷%	第二十号別表二	σΞ		IE	゠゙゚ゕ゠゠゙゚		ן שיש		
カフ・	ードリル	別の		86% (A4→B5)	商田苑明和書	第二十二号の二	様式		녀		_(こ下し)山	עטנינ		
指定	ができ	¢≠オ		70% (A4→A5) 。モノク	'ㅁ티쩨					指定が	できます	す		
		20 9			ロOCR印刷(枠無)							•		
				<ul> <li>カラー</li> </ul>	OCR印刷									
					標準(c戻す(D)	【第六号様式:都	随府						OK	キャンセル

(C) EPSON SALES JAPAN CORPORATION , All rights reserved.2015

![](_page_71_Picture_7.jpeg)




## 申告書印刷でよくあるお問い合わせ

- Q 税務署用紙の控用紙に直接印刷できますか。
  - A 税務署用紙の控用紙に直接印刷することはできません。税務署用紙 (OCR紙)に対応しているのは、別表一、復興特別法人税別表一の1枚目と適用額 明細書のみです。 別表一、復興特別法人税別表一の2枚目以降、及びその他明細書は、A 4 白紙 用紙に印刷してください。
- Q 東京都のOCR用紙に直接印刷できますか?
  - A 直接印刷には対応していませんが、東京都の場合、識別コードを印刷 しますので、白紙印刷した「提出用」をそのまま提出することができます。

(補足) 東京都、大阪府、千葉県、長崎県へ提出する第六号様式、第七号様式、第九号の三 様式などの帳票については、当システム専用の識別コード(ユーザーID)を印字します。









## 第九号の三様式 入力用が印刷されません

A 本店が東京都、または大阪府、千葉県、長崎県の場合は、入力用は印刷されません。 (OCR読み取りに対応しているため、入力用は必要ありません。)



第6号様式は、事業所が東京都の場合は、入力用の代わりに提出用写が印刷されます。 東京都は、提出用、提出用写、控用が印刷されます。 東京都以外は、提出用、入力用、控用が印刷されます。

